

<減免団体の分類、対象施設>

【登録が必要な団体】

○：全額免除

▲：半額減額

—：減免なし

	I.市民活動 団体	II.青少年 団体	III.高齢者 団体	IV.障がい者 団体
コミュニティ・ センター	—	—	—	○
メイトム宗像	○	○	○	○
大島福祉センター				
学校開放施設	▲	○	○	○
体育施設	▲	○ (参加団体の 2/3以上が青少 年団体である大 会・イベントに限 る)	○	○
有料公園				
陶芸施設				
正助ふるさと村	—	—	—	○

※コミュニティ・センターは、コミュニティ運営協議会が特に必要と認める団体も全額減免となります。各コミュニティ・センターにお問合せください。

【参考 登録が不要な団体】

	コミュニティ運 営協議会	体育協会 文化協会	市、市の主催・共催、 市内の小中学校、幼稚園、 保育園、学童、保育所など
コミュニティ・ センター	○ (注1)	—	○
メイトム宗像	—	○ (注2)	
大島福祉センター			
学校開放施設	○		
体育施設	—		
有料公園			
陶芸施設			
正助ふるさと村	—	—	

注1 コミュニティ運営協議会が特に必要と認める団体は全額免除

注2 大会・イベントに限る